



# 鳥取県公報

平成16年12月20日(月)  
号外第187号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正(999)(経営支援課).....	1
	中山間地域活性化資金の貸付利率等の一部改正(1000)( ).....	2
	漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正(1001)(水産課).....	3
	漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正(1002)( ).....	3

## 告 示

### 鳥取県告示第999号

平成8年鳥取県告示第247号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成16年12月20日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第2号)第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成16年12月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後		改 正 前																									
<b>2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率</b>		<b>2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率</b>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>利子補給率を上乗せする場合</th> <th>上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が6年以内であるものに限る。)を年0.075パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年0.075パーセント</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が6年を超え7年以内であるものに限る。)を年0.125パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年0.125パーセント</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が7年を超え8年以内であるものに限る。)を年0.175パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年0.175パーセント</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が8年を超え9年以内であるものに限る。)を年0.225パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年0.225パーセント</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が9年を超え11年以内であるものに限る。)を年0.325パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年0.325パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が6年以内であるものに限る。)を年0.075パーセントの割合で交付する場合	年0.075パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が6年を超え7年以内であるものに限る。)を年0.125パーセントの割合で交付する場合	年0.125パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が7年を超え8年以内であるものに限る。)を年0.175パーセントの割合で交付する場合	年0.175パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が8年を超え9年以内であるものに限る。)を年0.225パーセントの割合で交付する場合	年0.225パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が9年を超え11年以内であるものに限る。)を年0.325パーセントの割合で交付する場合	年0.325パーセント	<table border="1"> <thead> <tr> <th>利子補給率を上乗せする場合</th> <th>上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が6年以内であるものに限る。)を年0.15パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年0.15パーセント</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が6年を超え7年以内であるものに限る。)を年0.175パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年0.175パーセント</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が7年を超え8年以内であるものに限る。)を年0.225パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年0.225パーセント</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が8年を超え9年以内であるものに限る。)を年0.275パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年0.275パーセント</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が9年を超え10年以内であるものに限る。)を年0.325パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年0.325パーセント</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が10年を超え11年以内であるものに限る。)を年0.375パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年0.375パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が6年以内であるものに限る。)を年0.15パーセントの割合で交付する場合	年0.15パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が6年を超え7年以内であるものに限る。)を年0.175パーセントの割合で交付する場合	年0.175パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が7年を超え8年以内であるものに限る。)を年0.225パーセントの割合で交付する場合	年0.225パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が8年を超え9年以内であるものに限る。)を年0.275パーセントの割合で交付する場合	年0.275パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が9年を超え10年以内であるものに限る。)を年0.325パーセントの割合で交付する場合	年0.325パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が10年を超え11年以内であるものに限る。)を年0.375パーセントの割合で交付する場合	年0.375パーセント
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率																										
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が6年以内であるものに限る。)を年0.075パーセントの割合で交付する場合	年0.075パーセント																										
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が6年を超え7年以内であるものに限る。)を年0.125パーセントの割合で交付する場合	年0.125パーセント																										
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が7年を超え8年以内であるものに限る。)を年0.175パーセントの割合で交付する場合	年0.175パーセント																										
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が8年を超え9年以内であるものに限る。)を年0.225パーセントの割合で交付する場合	年0.225パーセント																										
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が9年を超え11年以内であるものに限る。)を年0.325パーセントの割合で交付する場合	年0.325パーセント																										
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率																										
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が6年以内であるものに限る。)を年0.15パーセントの割合で交付する場合	年0.15パーセント																										
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が6年を超え7年以内であるものに限る。)を年0.175パーセントの割合で交付する場合	年0.175パーセント																										
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が7年を超え8年以内であるものに限る。)を年0.225パーセントの割合で交付する場合	年0.225パーセント																										
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が8年を超え9年以内であるものに限る。)を年0.275パーセントの割合で交付する場合	年0.275パーセント																										
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が9年を超え10年以内であるものに限る。)を年0.325パーセントの割合で交付する場合	年0.325パーセント																										
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が10年を超え11年以内であるものに限る。)を年0.375パーセントの割合で交付する場合	年0.375パーセント																										

市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が11年を超え12年以内であるものに限る。)を年0.375パーセントの割合で交付する場合	年0.375パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が12年を超え13年以内であるものに限る。)を年0.425パーセントの割合で交付する場合	年0.425パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が13年を超え15年以内であるものに限る。)を年0.475パーセントの割合で交付する場合	年0.475パーセント
略	

市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が11年を超え12年以内であるものに限る。)を年0.425パーセントの割合で交付する場合	年0.425パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が12年を超え14年以内であるものに限る。)を年0.475パーセントの割合で交付する場合	年0.475パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が14年を超え15年以内であるものに限る。)を年0.5パーセントの割合で交付する場合	年0.5パーセント
略	

鳥取県告示第1000号

平成8年鳥取県告示第249号(中山間地域活性化資金の貸付利率等について)の一部を次のように改正する。

平成16年12月20日前に鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則(平成2年鳥取県規則第58号)第5条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成16年12月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前										
中山間地域活性化資金の種類等		貸付期間	貸付利率	利子補給率	中山間地域活性化資金の種類等		貸付期間	貸付利率	利子補給率						
				規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合					規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合						
1 加工流通施設整備資金	(1) 大企業(売上2億7,000万円以上の者)に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	6年以内	年0.9パーセント以内	年1.95パーセント	年1.1パーセント	6年以内	年1.05パーセント以内	年1.9パーセント	年1.05パーセント					
		イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	6年超7年以内	年1.0パーセント以内	年1.85パーセント	年1.0パーセント	6年超7年以内	年1.1パーセント以内	年1.85パーセント	年1.0パーセント	6年超7年以内	年1.35パーセント以内	年1.6パーセント	年0.75パーセント	
7年超8年以内			年1.1パーセント以内	年1.75パーセント	年0.9パーセント	7年超8年以内	年1.2パーセント以内	年1.75パーセント	年0.9パーセント	7年超8年以内	年1.45パーセント以内	年1.5パーセント	年0.65パーセント		
8年超9年以内			年1.2パーセント以内	年1.65パーセント	年0.8パーセント	8年超9年以内	年1.3パーセント以内	年1.65パーセント	年0.8パーセント	8年超9年以内	年1.55パーセント以内	年1.4パーセント	年0.55パーセント		
9年超11年以内			年1.4パーセント以内	年1.45パーセント	年0.6パーセント	9年超10年以内	年1.4パーセント以内	年1.55パーセント	年0.7パーセント	9年超10年以内	年1.65パーセント以内	年1.3パーセント	年0.45パーセント		
11年超12年以内			年1.5パーセント以内	年1.35パーセント	年0.5パーセント	10年超11年以内	年1.5パーセント以内	年1.45パーセント	年0.6パーセント	10年超11年以内	年1.75パーセント以内	年1.1パーセント	年0.25パーセント		
12年超13年以内			年1.6パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント	11年超12年以内	年1.6パーセント以内	年1.35パーセント	年0.5パーセント	11年超12年以内	年1.85パーセント以内	年0.9パーセント	年0.05パーセント		
13年超15年以内			年1.7パーセント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント	12年超14年以内	年1.7パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント	12年超14年以内	年2.05パーセント以内	年1.7パーセント	年1.1パーセント		
(2) 大企業に貸し付ける場合			6年以内	年1.4パーセント以内	年1.45パーセント	年0.6パーセント	13年超15年以内	年1.9パーセント以内	年0.95パーセント	年0.1パーセント	(2) 大企業に貸し付ける場合	6年以内	年1.55パーセント以内	年1.4パーセント	年0.55パーセント
6年超7年以内			年1.5パーセント以内	年1.35パーセント	年0.5パーセント	6年超7年以内	年1.5パーセント以内	年1.35パーセント	年0.5パーセント	6年超7年以内	年1.6パーセント以内	年1.35パーセント	年0.5パーセント		
7年超8年以内			年1.6パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント	7年超8年以内	年1.6パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント	7年超8年以内	年1.7パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント		
8年超9年以内			年1.7パーセント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント	8年超9年以内	年1.7パーセント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント	8年超9年以内	年1.8パーセント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント		
9年超11年以内			年1.9パーセント以内	年0.95パーセント	年0.1パーセント	9年超10年以内	年1.9パーセント以内	年1.05パーセント	年0.2パーセント	9年超10年以内	年2.0パーセント以内	年1.95パーセント	年0.1パーセント		
11年超12年以内	年2.0パーセント以内	年0.85パーセント		11年超12年以内	年2.0パーセント以内	年0.85パーセント		11年超12年以内	年2.1パーセント以内	年0.85パーセント					
12年超13年以内	年2.1パーセント以内	年0.75パーセント		12年超14年以内	年2.1パーセント以内	年0.75パーセント		12年超14年以内	年2.2パーセント以内	年0.75パーセント					
13年超15年以内	年2.2パーセント以内	年0.65パーセント		13年超15年以内	年2.2パーセント以内	年0.65パーセント		13年超15年以内	年2.3パーセント以内	年0.65パーセント					

2 保健増進施設整備資金	(1) 大企業以外の者に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	6年以内	年0.65パーセント以内	年2.2パーセント	年1.35パーセント
		イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	6年以内	年0.9パーセント以内	年1.95パーセント	年1.1パーセント
3 生活環境施設整備資金	(2) 大企業に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	6年以内	年1.15パーセント以内	年1.7パーセント	年0.85パーセント
		イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	6年以内	年1.4パーセント以内	年1.45パーセント	年0.6パーセント

鳥取県告示第1001号

平成8年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。  
 平成16年12月20日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成16年12月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
貸付利率	利子補給率	貸付利率	利子補給率
年1.6パーセント	略	年1.7パーセント	略

鳥取県告示第1002号

平成8年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。  
 平成16年12月20日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成16年12月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率			1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率		
資金の種類	貸付利率	利子補給率	資金の種類	貸付利率	利子補給率
規則別表第7号の資金	年2.225パーセント	略	規則別表第7号の資金	年2.325パーセント	略
その他の資金	年1.6パーセント	略	その他の資金	年1.7パーセント	略
2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率			2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率		
貸付利率	利子補給率		貸付利率	利子補給率	
年1.6パーセント	略		年1.7パーセント	略	